

令和5年5月8日

保護者様

県立阿賀野高等学校長
江川 真

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症の対応について

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜りまして感謝申し上げます。

県立学校では、新型コロナウイルスの5類感染症への移行後の学校における対策が通知されました。

については、学校における感染防止と学びの継続が両立できるよう、下記のとおり対応を変更することとなりました。趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。

記

- (1) コロナウイルスに感染した時、発症日を0日とし5日経過が出席停止の期間となります。
- (2) 濃厚接触者の特定は行いません。感染が確認されなければ出席停止になりません。
- (3) 今までは「風邪症状などの体調の異変」があるときは出席停止でしたが、5月8日以降は欠席扱いとなります。
- (4) 家庭で高齢者がいる、本人の病歴などを考慮して「感染不安で休ませたい」と保護者から相談がある時は、出席停止にすることもあります。
- (5) 生徒の出欠席の扱いで、当初欠席で対応したが、その後コロナ、季節性インフルの陽性と判明した場合は、さかのぼって欠席を出席停止にすることもあります。
- (6) 療養期間終了後、登校する時、登校許可書を医療機関にもとめずに療養解除届をHPからダウンロードし学校に提出してください。

担当

教頭 三本 朗子

電話 0250-62-2675(直)